

(その151) 本当に奇跡的な回復で契約を結ぶことが出来ました(2018.04 発行)

Aさん(男性70代)は隣県の老人施設に入居しているお姉さん(80代)の世話を献身的にしています。お姉さんが銀行に行く時はいつも介護タクシーを手配し、車椅子を押して窓口まで付き添います。そのお姉さんが2月に誤嚥性肺炎で入院してしまったのです。幸い一命は取り留めたものの、衰弱して寝たきりになり、認知症が急激に進んでしまいました。

入院が長引くにつれ出費がかさんできたので、外出できないお姉さんに代わってAさんが窓口で預金の引き出しを試みましたが、銀行は応じてくれません。「預金者の意思確認が必要」という銀行員を説得して病室まで来てもらいました。枕元で銀行員がいろいろ質問をしますが、お姉さんは意味が分かりません。結局、入院費用その他の出費をAさんが立て替えることになり、「葬式代などこれからどう工面すれば…」と困り果てて相談に見えました。

翌日、相談員がAさんと一緒に病院に駆け付けたときは、既に長くない様子がうかがえました。相談員は「お気の毒ですが任意後見契約は間に合わないかもしれません。その場合、葬儀費用等はお姉さんの相続手続きが終了するまで親族間で相談して分担して下さい」等々、Aさんを励ましながら助言しました。

奇跡的に回復

ところがその数日後、お姉さんは奇跡的に回復をとげて退院しました。判断力もストレスの水準まで持ち直したのです。

公証人に老人施設まで出張してもらい、任意後見契約と死後事務委任契約を結びました。

お姉さんは車椅子の上で公証人が読み上げる契約内容を目を閉じて聞いています。署名する時は手に力が入らず公証人が代筆しました。判断力、体力ともにギリギリの滑り込みでした。

契約が済んだその足で、相談員とAさんは公正証書を片手に銀行に向かいました。

わずか数週間前には断られた銀行で、Aさんは代理人専用のキャッシュカードを作り、窓口で現金を引き下ろしてもらって安堵の胸を撫で下ろしています。